

山梨県公報

第二千八百三十号

平成三十年

十月十五日

月 曜 日

目次

公 告

○換地計画の決定……………五二一

企 業 局

○使用料の収納事務の委託……………五二一

公 告

● 換地計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により県営畑地帯総合整備事業(御勅使川沿岸地区第4工区)の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

平成三十年十月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 縦覧書類 換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成三十年十月十六日から同年十一月十二日まで
- 三 縦覧場所 南アルプス市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から同年十一月二十七日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から平成三十一年四月十五日まで

企 業 局

山梨県企業局告示第一号

地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十三条の二の規定に基づき、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成三十年十月十五日

山梨県公営企業管理者 宮 澤 雅 史

一 委託の相手方 東京都渋谷区渋谷二丁目十六番八号南雲ビル 弁護士法人館野法律事務所

二 委託に係る使用料 山梨県営石和温泉給湯使用料

三 委託の期間 平成三十年十月一日から平成三十一年三月三十一日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番